

東日本大震災発災10年後の伝承活動の現状と 復興原則や提言の実現度調査

Survey on the Current Activities for Disaster Tradition and the Degree of Realization of
Reconstruction Principles and Recommendations, 10 years after the 2011 Great East
Japan Earthquake

中川 政治¹, 佐藤 翔輔², 浅利 満理子³

Masaharu NAKAGAWA¹, Shosuke SATO², Mariko ASARI³

¹公益社団法人3.11みらいサポート

3.11 Future Support Association

²東北大学災害科学国際研究所

International Research Institute of Disaster Science, Tohoku University

³3.11メモリアルネットワーク

3.11 Memorial Network

Ten years after the 2011 Great East Japan Earthquake and Tsunami, we conducted a questionnaire survey of post-disaster memorial facilities, as well as disaster oral tradition organizations that conduct learning programs in the three prefectures affected by the disaster, to identify changes in the number of visitors over the ten years following the disaster and the impact of COVID-19.

The majority of the respondents answered that there has been certain realization of the lessons for the next generation set forth in the "Seven Principles for Reconstruction" and "Proposals for Reconstruction" immediately after the disaster. There were different trends in the responses regarding cooperation with the local community between the government, tourism associations, and private organizations established after the disaster. In addition, it was clear that they concerns about the sustainability of their activities and that they expect for the national and prefectural financial resources, which have been insufficient to date.

Keywords : Disaster Tradition, public-private partnership, the 2011 Great East Japan Earthquake, reconstruction principal, COVID-19,

1. はじめに

東日本大震災の被災地域は広大であり、その伝承主体や伝承拠点多岐にわたるため、現状把握が困難であると共に、東北全域での伝承体制づくりは十分には行われてこなかった。

筆者らは、東日本大震災の教訓伝承活動の実施主体に対して、震災8年後から、復興方針、来館者や参加者数の客観的データ、官民連携の現状などを毎年調査しており¹⁾²⁾³⁾⁴⁾⁵⁾、今年の調査では、新型コロナウイルスの影響を調査すると共に、発災10年の機会に、復興庁設立の契機となった復興構想7原則や復興への提言に掲げられた教訓の伝承や官民連携の実現度合の回答を整理した。

さらに、伝承活動の継続性に関して不安や、財源への期待を明らかにした。

2. 東日本大震災の伝承に関わる方針と現状

東日本大震災発災直後に掲げられた、復興の原則や提言においては、震災伝承が最重要視されている。本調査にあたって、まず、以下の復興構想7原則および復興への提言の内容を再確認する。

(1) 復興構想7原則

2011年5月10日に東日本大震災復興構想会議が発表した「復興構想7原則」の、「原則1」は「大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する」⁶⁾、また、「原則2」は、「地域・コミュニティ主体の復興を基本

とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える」とされていた。(下線は筆者による。以下、同様。)

(2) 復興への提言

2011年6月に東日本大震災復興構想会議により策定された「復興への提言～悲惨のなかの希望～」⁷⁾の中には、以下の記載があり、震災伝承とその官民連携に大きな意義づけをしていることが確認できる。

「地震・津波災害、原子力災害の記録・教訓について、中核的な施設を整備した上で、地方公共団体や大学など地元との十分な連携を図り、さらに官民コンソーシアムを活用した保存・公開体制をつくり出すべきである。」⁷⁾

これらの原則や提言が、10年後にどの程度実現したかについて、東日本大震災により甚大な被害を受けた3県(岩手・宮城・福島)の28の伝承施設運営団体や26の震災学習プログラムの実施団体に対して、アンケート調査を行った結果を以下に報告する。

3. 東北の震災伝承施設の現状

(1) 震災伝承施設の来館者

本調査に協力が得られた3県28施設の実績を下図に示す。交流センターやホールなどの一部として震災関連展示を行う施設も含まれており、来訪の目的を問わず「来館者」としてカウントしていることから、震災伝承に直接寄与している客観的な数値とは言いきれない点に留意

が必要であるが、震災後、復興予算により震災伝承関連の施設が各地に新設され、3 県全体での合計来館者は増加傾向にある。

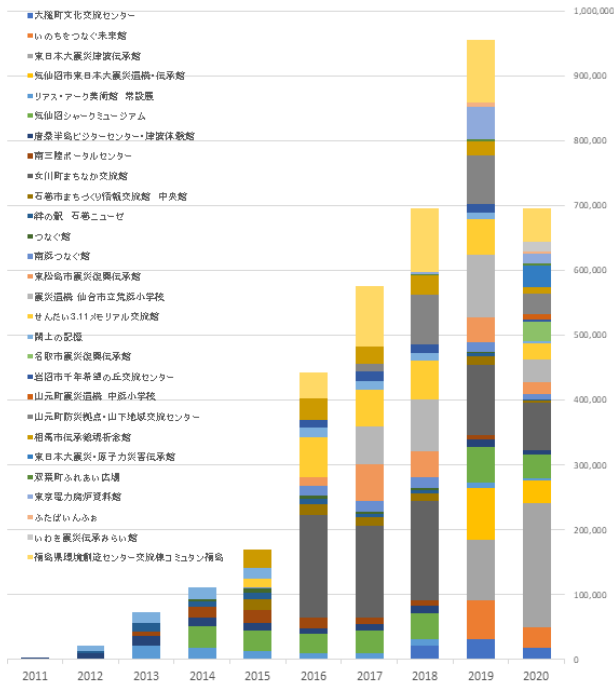


図1 伝承関連施設の来館者数推移

2020 年には新型コロナウイルスにより大きな減少があったものの、次に示す震災学習プログラムほどではなく、むしろ来館数が増加している施設もあった。

(2) 震災学習プログラムの参加者

東日本大震災の被災地において語り部や現地案内など、基本的に有料で震災学習・防災減災プログラムを提供している団体にアンケートを行い、協力を得られた 3 県 27 団体への参加者実績を以下に示す。

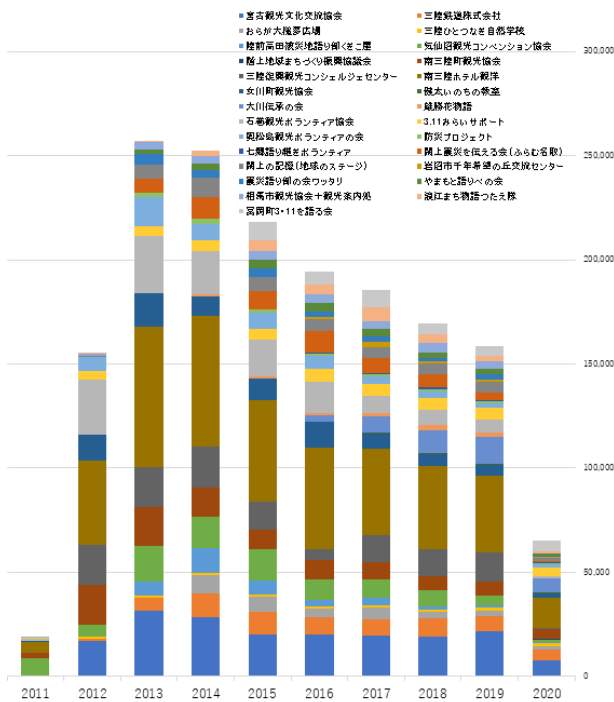


図2 震災学習プログラムの参加者数推移

2011 年からプログラム受け入れが始まり、2013 年をピークに 3 県全体の参加者合計は減少傾向にあったが、2020 年に激減しており、新型コロナウイルスによる甚大な影響が明白となった。この集計には、オンライン配信の数は含まれておらず、新型コロナウイルスの影響が続く場合、伝承の新たな手法として計上を含める必要がある。

2019 年までは、行政により次々に設置される伝承施設の来館者には一貫した増加傾向がみられたが、民間主体の震災学習プログラムの受入れ数は全体的に減少傾向が続き、全体としては相関関係が見られなかった。行政の伝承施設を核として既存の市民活動を活かす体制や、住民主体の取り組みを支えている事実を読み取ることは難しく³⁾いが、2020 年は釜石や富岡での震災学習プログラム参加者増加事例から、施設との相効効果も示唆された。

4. 新型コロナウイルスの伝承活動への影響

(1) 受入れ人数の減少

新型コロナウイルスの影響により、以下のような大きな予約キャンセルの影響があったことが示された。なお、キャンセルの件数や人数をカウントしていない、またはすることが難しい事例もあり、実際の影響は更に大きなものであったことが推察される。

震災伝承施設の予約キャンセル合計：

921 件 31,865 人以上

震災学習プログラム予約キャンセル合計：

1,434 件 53,252 人以上

伝承施設来館者数および震災学習プログラム参加者数のそれぞれについて、2019 年と 2020 年の月別受入れ数を比較すると、新型コロナウイルスの影響により、いずれにも顕著な減少が確認できた。

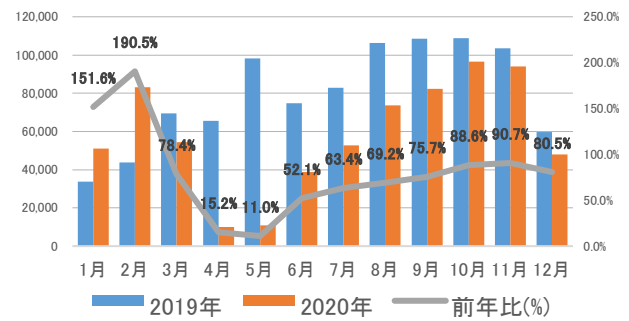


図3 震災伝承施設 28 施設の合計来館者推移

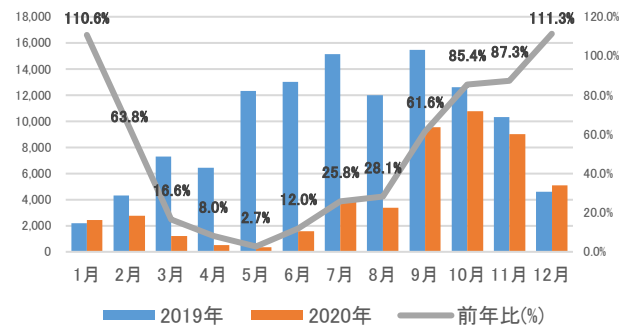


図4 震災学習プログラム 25 団体の合計参加者推移

震災伝承施設は 4 から 5 月、プログラムは 3 から 8 月まで、前年比 30% 以下へ落ち込む顕著な影響が見られた。伝承施設は全体の来館数が 6 月に 7 割、10、11 月は前

年比約 9 割になっているが、2020 年にオープンした新規 4 施設（名取市震災復興伝承館、いわき震災伝承みらい館、山元町震災遺構中浜小学校、福島県東日本大震災・原子力災害伝承館）は 2020 年の来館者数分のみに計上されていることから、全体の減少幅が抑えられているように見える点には留意が必要である。

震災学習プログラム全体の来館者は、9 月に 6 割、10、11 月に前年比 8 割台に回復し、12 月は前年を上回った。修学旅行の延期と近隣地への代替により、これまで閑散期であった冬季の移動先として語り部等の震災学習プログラムが選択されたことが伺える。

新型コロナウイルスによる影響に関する事例回答において、すべての伝承施設が自施設の休館や来館者数に言及していたが、団体は修学旅行や出発地の影響に言及しているところが多いところも特徴的であった。

(2) オンライン配信の取り組み

直接の感染対策の他に、伝承活動のオンライン配信の実施状況を確認した。ここからは、行政もしくは観光協会 29 組織（表 1）により運営されているものと、民間企業や震災後に新規設立された 22 組織（表 2）より運営されているものに区分して考察する。

表 1 回答が得られた行政・観光協会 29 組織

行政の震災伝承施設（20施設、19組織）

| 県域 | 運営主体名称 | 施設名称 |
|-----|------------------|----------------------------------|
| 岩手県 | 大槌町 | 大槌町文化交流センター |
| 岩手県 | 釜石市 | いのちをつなぐ未来館 |
| 岩手県 | 宮城県 | 東日本大震災津波伝承館 |
| 宮城県 | 気仙沼市 | 気仙沼市 東日本大震災遺構・伝承館 |
| 宮城県 | 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合 | リアス・アーク美術館 |
| 宮城県 | 唐桑町観光協会 | 唐桑半島ビジターセンター・津波体験館 |
| 宮城県 | 女川町 | 女川町まちなか交流館 |
| 宮城県 | 石巻市 | 石巻市復興まちづくり情報交流館 中央館 |
| 宮城県 | 東松島市 | 東松島市震災復興伝承館 |
| 宮城県 | 仙台市 | せんだい 3.11 メモリアル交流館、震災遺構仙台市立荒浜小学校 |
| 宮城県 | 名取市 | 名取市震災復興伝承館 |
| 宮城県 | 岩沼市 | 岩沼市千年希望の丘交流センター |
| 宮城県 | 山元町 | 山元町震災遺構 中浜小学校 |
| 宮城県 | 山元町 | 山元町防災拠点・山下地域交流センター |
| 福島県 | 相馬市 | 相馬市伝承鎮魂祈念館 |
| 福島県 | 福島県 | 東日本大震災・原子力災害伝承館 |
| 福島県 | 双葉町 | 双葉町ふれあい広場 |
| 福島県 | いわき市 | いわき震災伝承みらい館 |
| 福島県 | 福島県 | 福島県環境創造センター交流棟「コミュニティ福島」 |

観光協会等の震災学習プログラム実施団体（10 団体）

| 県域 | 団体名称 |
|-----|------------------------|
| 岩手県 | 一般社団法人 宮古観光文化交流協会 学ぶ防災 |
| 宮城県 | 一般社団法人 気仙沼観光コンベンション協会 |
| 宮城県 | 階上地域まちづくり振興協議会 語り部部会 |
| 宮城県 | 一般社団法人 南三陸町観光協会 |
| 宮城県 | 一般社団法人 女川町観光協会 |
| 宮城県 | 石巻観光ボランティア協会 |
| 宮城県 | 東松島市観光物産協会 |
| 宮城県 | 岩沼市千年希望の丘交流センター |
| 宮城県 | 亘理町震災語り部の会「ワツタリ」 |
| 福島県 | 相馬市復興視察研修 |

表 2 回答が得られた民間・震災後設立団体（22組織）

民間の震災伝承施設（7施設6組織）

| 県域 | 運営主体名称 | 施設名称 |
|-----|---------------------|-----------------|
| 宮城県 | 株式会社気仙沼産業センター | 気仙沼シャークミュージアム |
| 宮城県 | 公益社団法人 3.11 みらいサポート | つなぐ館、南浜つなぐ館 |
| 宮城県 | 株式会社石巻日日新聞社 | 絆の駅 石巻ニューゼ |
| 宮城県 | NPO 法人地球のステージ | 津波復興祈念資料館 閉上の記憶 |
| 福島県 | 東京電力ホールディングス株式会社 | 東京電力廃炉資料館 |
| 福島県 | 双葉郡未来会議 | ふたばいんふお |

民間・震災後設立の震災学習プログラム実施団体（16団体）

| 県域 | 団体名称 |
|-----|-----------------------|
| 岩手県 | 三陸鉄道株式会社 |
| 岩手県 | 一般社団法人おらが大槌夢広場 |
| 岩手県 | 一般社団法人陸前高田被災地語り部くごこ屋 |
| 宮城県 | 三陸復興観光コンシェルジュセンター |
| 宮城県 | 南三陸ホテル観洋 |
| 宮城県 | 一般社団法人 健太いのちの教室 |
| 宮城県 | 一般社団法人雄勝花物語 |
| 宮城県 | 大川伝承の会 |
| 宮城県 | 公益社団法人 3.11 みらいサポート |
| 宮城県 | 一般社団法人防災プロジェクト |
| 宮城県 | 七郷語り継ぎボランティア「未来へー郷派」 |
| 宮城県 | 一般社団法人ふらむ名取・閉上震災を伝える会 |
| 宮城県 | 津波復興祈念資料館 閉上の記憶 |
| 宮城県 | やまもと語りべの会 |
| 福島県 | 浪江まち物語つたえ隊 |
| 福島県 | NPO 法人富岡町 3・11 を語る会 |

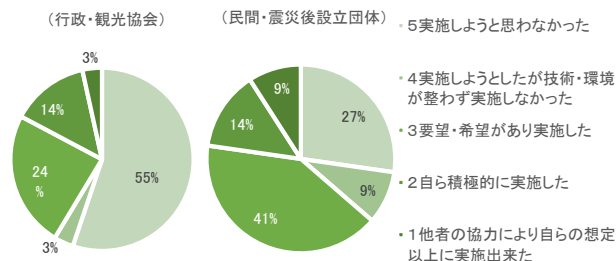


図 5 オンライン配信の実施状況

オンライン配信へは、民間・震災後設立団体の方が比較的活発に取り組んでいたが、行政・観光協会に置いても積極的に取り組むところも見られた。民間団体においても他からの要望に応えた受動的な実施や試行中の団体も多かったものの、2021 年 3 月までに 10,000 名以上の予約があると回答した団体もあり、今後の伝承活動への大きな影響が示唆された。

5. 復興原則や復興提言の10年後の実現度

はじめに述べたように、復興構想 7 原則において「教訓を次世代への継承」が、また、復興の提言により「地元との十分な連携」や「官民コンソーシアム」が掲げられていた。発災から 10 年を経て、これらの原則や提言がどの程度実現したと考えられるか、伝承施設や伝承団体にアンケートした結果を概説する。

以下 4 設問における最多の回答は表 3 の通りであり、行政・観光協会と、民間・震災後設立団体との間で異なる傾向が確認された。

表 3 復興原則・提言の実現度合の最多回答比較

| | 行政・観光協会 | 民間・震災後設立団体 |
|-----------------|----------|------------|
| 自施設・団体での次世代への伝承 | 多少実現があった | 多少実現があった |
| 被災地全体での次世代への伝承 | 多少実現があった | 多少実現があった |
| 地元との十分な連携 | 多少実現があった | 余り実現していない |
| 官民コンソーシアム | 実現した | 余り実現していない |

以下に各設問への回答状況を報告する。

(1) 次世代への伝承の実現度

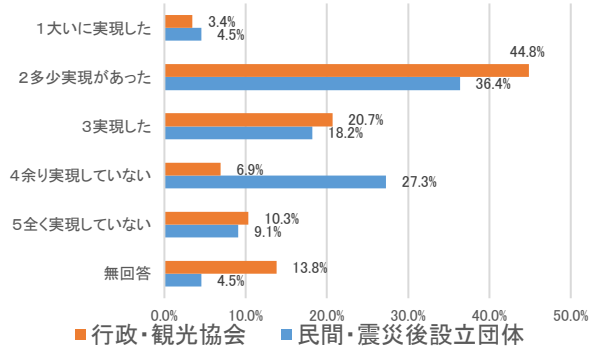


図6 「被災地全体での次世代への伝承」実現度合

行政・観光協会は、「多少実現があった」の回答が最も多く、特徴的な事例としては震災遺構や施設の整備や展示、施設の存在する地域での子どもや中高生による取り組みがあげられていた。

民間・震災後設立団体も、「多少実現した」の回答が最も多く、事例として、前者と同様に遺構や施設の整備と共に、全国でのボランティア活動や県内外の学習旅行による訪問があげられた。「余り実現していない」の回答も多く、行政・観光協会とは異なる「学生のやらされている感」「次世代の育成を促す制度は整っていない」「地域社会で取り組みをしないと持続は難しい」「伝承施設で防災教育の実施が想定されていない」といったマイナス面の回答も見られた点が特徴的であった。

(2) 行政施設において改善が望ましいと感じていること

震災学習プログラムを実施する28団体に、行政の展示施設において今後の改善が望ましいと感じている点を質問したところ、以下の回答を得た。(複数回答可)

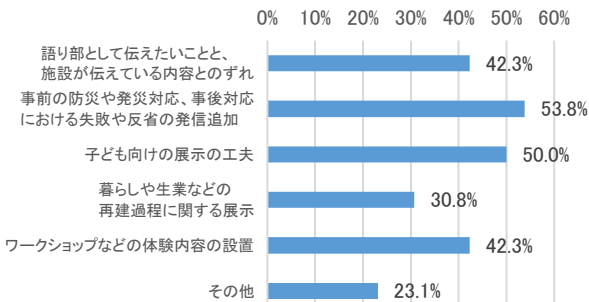


図7 行政施設の改善が望ましいと感じている事

半数以上の団体が、「失敗や反省の発信追加」をあげており、次いで、「子ども向け展示の工夫」と、「語り部と施設の伝えたいことのずれ」、「体験活動の設置」への改善の希望が高い割合を占めていた。

(3) 地元との十分な連携の実現度

復興への提言が掲げる「地元との十分な連携」についての設問では、行政・観光協会と、民間・震災後設立団体では、回答傾向に大きな差が確認できた。

行政・観光協会は、「全く連携されていない」の回答はゼロで、「多少の連携があった」の34%が最も多く、その他は10~21%に回答が散らばった。

一方で、民間・震災後設立団体は、「全く連携されていない」が1団体(4.55%)で、「余り連携していない」が54.5%で過半数を占め、「大いに連携があった」はゼロであった。

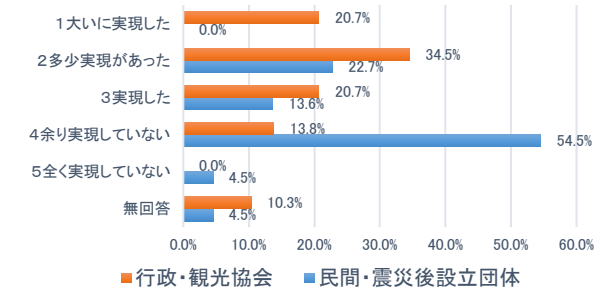


図8 「地元との十分な連携」実現度合

また、連携の具体的な事例の自由記述設問に対し、行政・観光協会からは連携事例12件、連携不足事例1件、民間・震災後設立団体からは、連携事例2件、連携事例不足10件回答があり、ここでもほぼ真逆の傾向が示された。

“地元”や“連携”の指す内容を具体的に指示した設問ではなく、“復興への提言”が掲げる地元との十分な連携”という限定的な定義に対する回答ではあったが、「連携」に関しては立場によって認識が全く異なることが示され、今後の改善に向けては、立場や認識の違いやずれを踏まえた上での議論が必要となることが示された。

「そもそも連携の意味が、民間と官では違う」との回答が端的に示している通り、認識が乖離している現状が明確となり、今後の解決が必要とされる。

(4) 官民コンソーシアムの実現度

「復興への提言」が掲げる官民コンソーシアムの実現度合については、行政・観光協会は「全く実現していない」が0%で「余り実現していない」と合わせた否定的な回答が21%、「実現した」「多少実現した」「大いに実現した」の肯定的な評価が62%であった。

一方、民間・震災後設立団体は、「全く実現していない」「余り実現していない」の否定的な回答が82%、肯定的な評価は9%で、「大いに実現した」の回答はゼロであった。

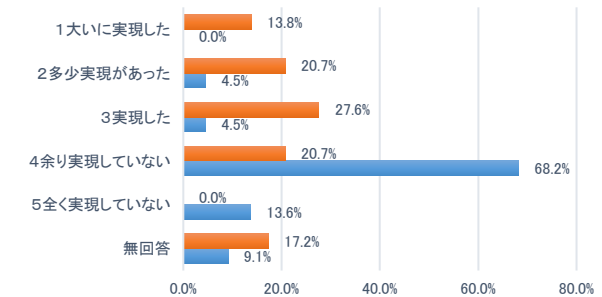


図9 「官民コンソーシアム」実現度合

双方ともに無回答が1割を占めており、「なんだかわかりません」との記述とともに無回答であった事例からも、「官民コンソーシアム」の語句が指し示す内容の不明確さから実現度を判断しかねた団体もあったと推察さ

れる。特徴的な事例の記述内容も多様であり、官民の連携のあり方の不明確さを示すものとなった。

連携の事例に関して「一緒に何かをやりあげた実感はない。そもそも連携の意味が、民間と官では違う」という指摘があり、東北被災地の「地元との十分な連携」の現状について、立場によって全く傾向の異なる回答が得られた事実は看過できない。アンケート回答でも伝承活動について官民で考え作り上げてゆく場についての要望があったが、今後、「連携」や「協働」について記述や議論を行う際には、関係者においてその語句の指す意味の認識共有がまず必要とされることが示唆された。

6. 復興原則「教訓の伝承」実現のために

復興構想7原則の「教訓の伝承」を実現し、今後も持続可能な形で継続してゆくために、現在の課題や財源について確認した。

(1) 今後の継続性への不安

今後の継続性への不安に関する回答は、行政・観光協会と、民間・震災後設立団体とで傾向に差異が見られた。「大いに不安がある」、「多少不安がある」、「不安がある」の3つの選択肢合計について、行政・観光協会は55%であったが、民間・震災後設立団体は85%に達し、特に民間による主体的な伝承の取り組みにおいて、教訓伝承の担い手が大きな不安を抱える現状が明確となった。

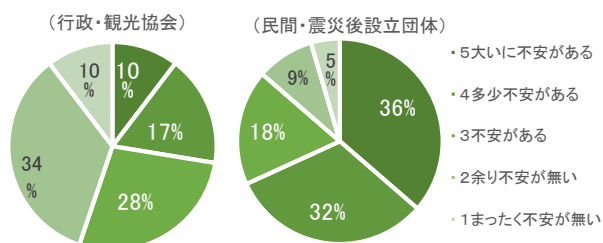


図10 今後の継続性への不安

(2) 評価指標

今後の伝承活動のあり方の参考とするため、施設やプログラムで設定している評価指標について質問した。

全ての震災遺構・伝承施設（25施設）が「来館者数」を指標として導入しており、震災学習プログラム実施団体も26団体中22団体が「参加者数」を指標としていた。

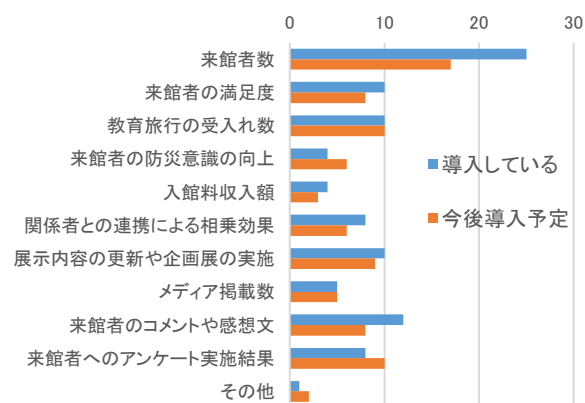


図11 伝承施設が導入している/導入予定の評価指標

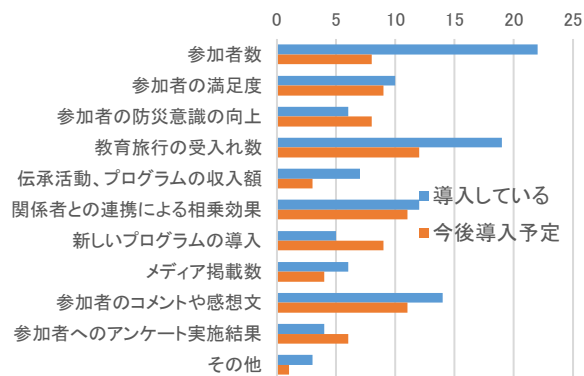


図12 伝承団体が導入している/導入予定の評価指標

「満足度」は多くの公的施設で指標とされているが、現状も今後も、施設・団体共に10団体弱の回答のみであり、それほど重視されていないことが分かった。

教育旅行の受入れ数については伝承施設と団体で大きな違いがあり、活動を長く継続してきた震災学習プログラム実施団体において、指標として重視されていることが示された。

「防災意識の向上」は、施設や活動自体の大きな目的ではある一方、指標として導入しているのは4施設、6団体に過ぎなかったが、今後の導入予定への意欲も確認できた。

「関係者との連携による相乗効果」は、ゲートウェイ機能を掲げる伝承施設では重視されるべき指標でもあるが、伝承施設よりも震災学習プログラム実施団体の方が指標として重要視しており、今後、何を目標として伝承施設や組織を運営してゆくのか示唆に富む内容となった。

(3) 伝承施設、団体を支える財源

現在の財源と、今後期待する財源について、以下の回答を得た。複数回答を可としたが、無回答の施設・団体もあった。

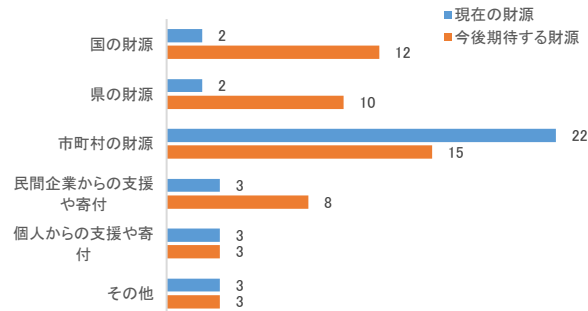


図13 現在の財源/今後期待する財源(行政・観光協会)

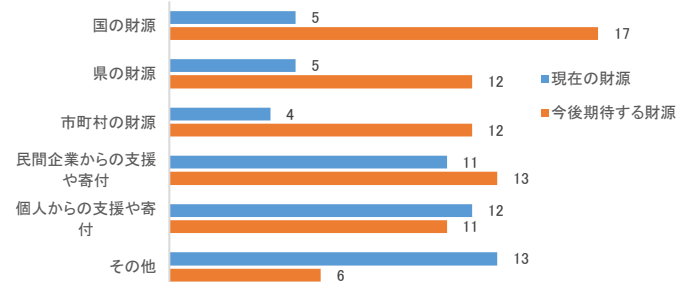


図14 現在の財源/今後期待する財源(震災後設立組織)

行政・観光協会の現在の財源は、「市町村」が突出しており、単独財源に依存している現状が明らかとなった。

震災後設立組織は、行政・観光協会と比較して、「民間企業」や「個人」から支援・寄付の割合が多く、「その他」に分類される参加者からの対価収入も含め、多様な財源を組み合わせながら伝承活動を継続してきた現状が伺える。

行政・観光協会、震災後設立団体のどちらも、国、県へからの現在の財源が少なく、今後の期待が大きいことから、伝承活動を広域で支える制度や予算が求められていることが示された。

(4) 住民主体の復興・伝承・防災

震災から 8 年後に策定された「復興・創生期間後の復興の基本方針」において、「記憶と教訓の後世への継承」の項目に「近年多発する大規模災害に対する防災力の向上等に資するため、これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関等と共有し、活用する機能を追加する。これを通じて防災と復興の有機的連携を図る」(下線部筆者)と、復興ノウハウ蓄積と、防災力向上を関連付けた記載がある。

また、既に確認したように、復興構想 7 原則の第 2 原則には「地域・コミュニティ主体の復興」が掲げられており、被災地域で語り部等の伝承を担う人材は、「住民主体の復興」、「住民主体の伝承」、「住民主体の防災」を有機的に結びつける中心に位置する⁴⁾と言える。

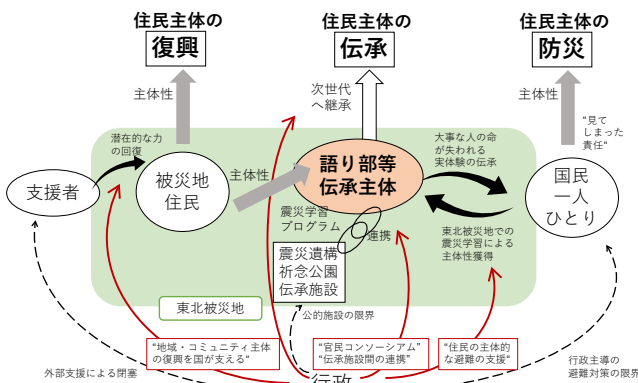


図 15 住民主体の復興・伝承・防災

これまで、復興予算は震災遺構・祈念公園・伝承施設などのハード整備にあてられてきたが、地元紙にも「建物先行」、「被災者のためでも、地域の未来のためでもない施設ができてしまったのではないかと報道⁸⁾されており、施設運営に限らない、住民主体のソフト面の活動を支える制度が必要とされる。

(5) 「教訓の伝承」を持続可能にするために

教訓伝承に関しては、2012 年の災害対策基本法改正⁹⁾時において、住民の責務として「過去の災害から得られた教訓の伝承(中略)に努めなければならない」の文言が追加され、同時に、国及び地方公共団体に対して「教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項」の実施に努めなければならない、との努力義務が追記され、東北地域だけにとどまらない全国的な取り組みが求められている。

また、復興庁は令和 3 年度復興庁予算概算要求に係る基本的考え方の中で「東日本大震災の記憶と教訓を後世へ

継承するとともに、(中略)被災地内外への普及展開を促進すること¹⁰⁾としている。復興庁担当班に確認したところ、令和 3 年度はこの方針に直接該当するメニューは無く、令和 4 年度以降に検討してゆく、との回答であった。

本調査からは、発災 10 年で「復興原則」に掲げられた「教訓の伝承」や「官民コンソーシアム」が実現されたとは言い難く、改めて、東日本大震災後に始まった伝承活動については、継続性の不安定性や、国・県の財源への期待が明らかとなった。最終章における防災教育や地域との関わり、防災文化の議論については、復興事業の検証から離れた部分もあるが、大震災直後から継続して掲げられている「教訓の伝承」の実現のためには、祈念公園や施設などのハード面に限らず、語り部活動や組織の枠を超えた連携、人材育成などソフト面の伝承推進が必要となる。

東日本大震災発災直後から、語り部等の伝承活動が同時多発的に住民主体で開始されたが、本調査で明らかになった通り、新型コロナウイルスにより大きな来訪者減少の影響を受ける中でも、民間伝承の主体は多様な財源を組み合わせ、オンライン配信等の新たな工夫が生まれている。

南海トラフ地震などの超大規模災害が想定される中で、東日本大震災の伝承活動を持続可能なものとするためには、復興の提言に掲げられた「地域・コミュニティ主体」、「地元との十分な連携」を支える制度や予算(図 15 の赤線部分)を新設することで官民で震災伝承活動を推進し、一人でも多くの命を守る力を創出してゆく仕組みが望まれる。

謝辞

調査に応じていただいた施設、団体、他多くの協力者からの多大なサポートに対し、ここに感謝したい。

参考文献

- 1) 浅利満理子, 中川政治, 佐藤翔輔: 宮城県における震災学習プログラムに関する現状分析—東日本大震災と津波災害から 6 年間の震災伝承の特徴—, 地域安全学会論文集, No.31, pp. 77-85, 2017.11
- 2) 中川政治ほか: 東日本大震災を伝承する官民連携体制のあり方検討, 地域安全学会東日本大震災特別論文集, No.8, pp. 79-84, 2019.8.2
- 3) 公益社団法人 3.11 みらいサポート: 震災伝承ケーススタディ報告書, 2019.3
- 4) 公益社団法人 3.11 みらいサポート: 2019 年東日本大震災伝承活動調査報告書, 2020.7
- 5) 宮城県: 東日本大震災記憶伝承体制整備事業可能性調査業務報告書, 中越防災安全推進機構, 未公表
- 6) 東日本大震災復興構想会議: 「復興構想 7 原則」, 2011.5
- 7) 東日本大震災復興構想会議: 「復興への提言〜悲惨のなかの希望〜」, 2011.6
- 8) 河北新報: 「復興再考」第 1 2 部 つなぐ(1) 伝承拠点/建物先行展示に制約, 2021.6
- 9) 内閣府: 災害対策基本法の一部を改正する法律, 2012.6 (交付・施行)
- 10) 復興庁: 令和 3 年度復興庁予算概算要求に係る基本的考え方, 2020.7